

第3章 安全で安心して暮らせる快適な生活環境のまち

1 土地利用

現況

- ・土地の利用にあたっては、地域性を考慮しながら、自然的、社会的及び経済的条件はもとより、文化的諸条件に対応した適正な利用を図っています。
- ・鷺泊市街地では、土地の実態を正確に把握するため^{*}地籍調査を実施しています。
- ・総面積の82.5%を占める森林は、大気の浄化及び水資源の^{*}涵養、自然環境の保全などに重要な役割を担っています。

土地利用状況（平成19年）						（単位：k㎡（％））
畑	宅地	森林	原野	湖沼	その他	合計
8.31	0.71	87.23	7.45	0.15	1.84	105.69
(7.9)	(0.7)	(82.5)	(7.0)	(0.1)	(1.8)	(100.0)

課題

- ・自然環境の保全や将来を見通した公共施設等の配置、鷺泊市街地整備計画マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画等による、計画的・有効的な公共用地の利用、確保が求められています。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
合理的で適正な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・鷺泊市街地マスタープランの推進 ・公営住宅ストック総合活用計画の推進 ・遊休地や低利用地などの有効活用 ・鷺泊市街地地籍調査の継続
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・利尻礼文サロベツ国立公園に指定されている貴重な自然環境の保全

*地籍調査 ... 地籍とは、一筆ごとの土地に関する記録です。その一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その成果を地図及び簿冊に作成することをいう。

*涵養 ... 水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること。

2 道路・除雪

現 況

- ・道路網は、主要幹線の道道と生活路線の町道があります。
- ・町道路線数は、200 路線で延長 91.7km、改良率 36.5%、舗装率 38.2%となっており改良整備を推進しています。
- ・道道は、4 路線で地方道道沓形仙法志鷺泊線、利尻富士利尻線、一般道道本泊空港線があり、延長 53.1km（町内 34.3km）と、利尻富士利尻自転車道線延長 24.9 k m（町内 17.2 k m）で改良率、舗装率とも約 100%となっています。
- ・現在、道道改良等（防雪柵工事含む）が着手されている地区は、鯉泊、雄忠志内、本泊、大磯で実施されています。
- ・鷺泊市街地 1,200m区間の道道改良については、平成 20 年度より新規で着手されます。
- ・道道の除排雪は、ロータリ除雪車 3 台、除雪トラック 3 台、グレーダー 1 台、小型ロータリ 1 台で業者委託により実施しています。
- ・町道の除排雪は、ロータリ除雪車 6 台、ドーザ 2 台、トラックグレーダー 1 台で業者委託により実施しています。

課 題

道道

- ・継続的に事業を推進していますが、地区により相続手続、土地所有者の交渉等が難航しており道路拡幅等が未完成の地区があります。
- ・地区によっては急勾配、急カーブ、狭隘で早急に事業着手が望まれています。

町道

- ・年次計画により改良していますが、未改良の路線や橋梁の架け替え等が必要になっています。

除雪

- ・老朽機械の更新が必要です。
- ・市街地における堆雪場の確保が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
道道の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・道道利尻富士利尻線及び沓形仙法志鷺泊線の整備促進・鷺泊市街地街づくりと調和した道道整備・自転車道の利用促進
町道の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・未改良の路線や橋梁整備・歩道の設置など安全対策の推進・鷺泊市街地道道拡幅と連動した整備
除雪体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・除雪機械の計画的な更新と導入・市街地における堆雪場の確保の検討

3 住宅・宅地

現 況

- ・本町の世帯数は、平成 19 年 9 月末現在では、1,406 世帯となっています。
- ・平成 17 年国勢調査による住宅所有関係別世帯率は、持家 66.3%、公的借家 21.5%、民間借家 1.3%、給与住宅 9.5%、間借他 1.4%となっています。
- ・個人住宅は、景気低迷により立替え新築等は減少しておりますが、下水道の供用開始により水洗化に伴う修繕的な工事が見受けられます。また、高齢者に対応した*リフォームも行われている状況にあります。
- ・公営住宅については、平成 19 年 9 月末で 308 戸有しており平成 15 年 3 月に計画した利尻富士町公営住宅ストック総合活用計画により建替え、新規建設、個別改善を実施しております。また、平成 19 年 2 月には今後の公営住宅の整備・管理についての現状を把握するため住宅政策調査を行い、公営住宅の課題克服に向けての方策を検討しております。
- ・宅地については、平成 13 年度に栄町地区で宅地の分譲を行ないましたが、それ以降は行われておりません。
- ・公営住宅入居者の約 25%は持家を取得したい意向があります。(アンケート有効回答)

課 題

- ・個人住宅の耐震化に向けた施策を検討する必要があります。
- ・持家誘導と*バリアフリーや性能向上等リフォームの支援を検討する必要があります。
- ・既設の公営住宅の躯体を活かした住宅改善の検討が必要です。
- ・鬼脇地区における下水道事業の進捗に伴い、公営住宅の水洗化を促進する必要があります。
- ・老朽化した公営住宅の建替を検討する必要があります。
- ・老朽化した公共施設の取壊し等による遊休地の宅地化の促進を検討する必要があります。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
持家取得やリフォームの促進	・各種融資制度のPRや活用の促進 ・宅地の造成等の検討
公営住宅の建替や改善	・老朽住宅の建替や全面改善の推進検討

*リフォーム ... 手を加え改良すること。作り直すこと。

*バリアフリー ... 障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたりするのがその例。

4 市街地整備

現 況

鷺泊市街地

- ・町の人口の約 44%が居住し、利尻富士町役場や他の行政機関、金融、商店、観光宿泊施設などが集中しているほか、鷺泊港及び利尻空港を有していることから、利尻島の表玄関として重要な市街地の役割を担っています。
- ・商店街を形成する区間は、歩道がなく幅員が狭隘であるため、人と車が競合し安全な通行に支障をきたしております。沿道は古くから商店街を形成していますが、狭隘な道路は商店街の営業活動や住民等の商店街の利便性にも影響を与えています。
- ・平成 16 年度から鷺泊市街地のまちづくり整備計画に着手し、平成 19 年度に「鷺泊市街地整備計画マスタープラン」を策定しました。
- ・商店街の街並みは、りっぱ街灯やプランター等による景観創出が行われていますが、歩行者に対する誘導看板が不十分であることや、夜間の街並みが暗い状況にあります。
- ・利尻山登山の起点であるとともに、ペシ岬展望台をはじめ夕日ヶ丘展望台・アメニティパーク・温泉などの観光資源があり、これらのアクセス拠点が中心市街地にあります。

鬼脇市街地

- ・鬼脇支所や公民館・歯科診療所等の公共施設が設置され、地域住民には欠かすことのできない施設となっています。
- ・施設の建設から 30 年以上を経過し老朽化が著しく、多様化する町民ニーズや高齢化に十分対応できていません。
- ・地域ボランティア等による花いっぱい運動など市街地の美化に取り組んでいます。
- ・鬼脇地域活性化推進協議会では魅力ある市街地の形成にも取り組んでいます。

課 題

鷺泊市街地

- ・鷺泊市街地整備において、最重要課題であった中心市街地を通る道道の拡幅事業については、平成 19 年度に採択され街並みも一新されることから、マスタープランを基本とし各種事業展開を官民一体となって取り組む必要があります。
- ・道路の整備にあたっては、高齢社会に対応したバリアフリー化と利用者の利便性に配慮した駐車場・ベンチ・トイレ等の設置及び沿道の緑化や街並み景観との調和に配慮することが求められています。
- ・大型店舗の進出や通信販売の普及による店舗数の減少に対応し、各店舗が個性を出しつつ、全体として一体性ある商店街の形成が求められます。
- ・商店街再生には、商工会はじめ地元商店会が中心となり幅広い町民の要望に応えた店づくりや街並み形成を検討し、観光協会や地元漁協などとの連携のもとに商店街の再生を図っていく必要があります。

鬼脇市街地

- ・既存の公共施設が老朽化しているため、鬼脇地区の公共施設全体を考え施設の統廃合や配置等高齢化社会にも対応した、基本的な施設整備を地域住民一緒に検討する必要があります。
- ・庁内での検討委員会「鬼脇地区公共施設検討委員会」を立ち上げ検討中です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
鷺泊市街地整備. 幹線道路(道道)整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で利便性が高く、景観に調和した道道整備
商業活性化との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・道道整備とあわせ、個性を持った商店の整備・集積を図り、漁師町の魅力と生活利便性の向上 ・商業、観光、生活の中心としてまちの拠点整備
観光振興との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街との近接性を確保し、海と水産を感じる体験拠点の形成 ・ペシ岬・夕日ヶ丘と町の間誘導する景観ポイントの形成及び利用環境の向上
鷺泊港港湾長期構想(フェリーターミナル)との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・利尻島観光のもてなしの玄関口として、交通結節点機能の強化
鬼脇市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等含めた一体的な地域振興整備計画の検討

* アクセス ... 接近すること。また、交通の便。

5 空 港

現 況

- ・利尻空港は昭和 37 年に滑走路 600m で供用開始、その後昭和 49 年に滑走路を 800m に延長し、北海道が設置・管理する第 3 種空港としての運用が開始され、稚内 - 利尻間にエア－北海道(株)が運航する D H C - 6 型機 (19 人乗り) の通年運航 (5 月 ~ 10 月は 2 便) が実現しました。
- ・稚内空港のジェット化や稚内 ~ 東京航路開設による波及効果、さらには本町への観光客の入り込みの増加や利尻島特産のウニ、アワビなどの生鮮水産物の道央圏や東京方面などへの迅速な輸送手段の確保へ向けた取り組みの結果、平成 3 年、第 6 次空港整備 5 カ年計画により利尻空港ジェット化整備が採択され、滑走路延長 1,800m の整備が急ピッチで進められました。
- ・平成 11 年 6 月、エア－ニッポン(株)による利尻 - 新千歳間のジェット機就航が実現し、平成 18 年度までは D H C - 8 型機 (56 人乗り) が通年 1 便運航、繁忙期の 6 月 ~ 8 月の 3 ヶ月間はジェット機 B 737 - 500 型機 (126 人乗り) が運航して 2 便での運航体制となりました。
- ・平成 19 年度からはジェット機 (B 737 - 500) での通年 1 便運航となっています。

課 題

- ・島民の利用促進・利便性の向上を図るための施策を再検討する必要があります。
- ・観光産業と連動したチャーター便誘致の検討が必要です。
- ・長距離高速輸送の実現による水産物等の高付加価値化の検討が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
利用の促進	<ul style="list-style-type: none">・町民運賃割引助成の継続・漁業及び観光と連携した利用対策の展開・空港とフェリー会社との連携強化・民間機の利用誘致 P R の展開
空港施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・空港施設の整備及び維持管理・除雪機材の整備・更新・防災体制の整備推進

6 港 湾

現 況

- ・ 鷺泊港、鬼脇港とも昭和 27 年地方港湾の指定を受けて以降、国直轄事業により整備を進めています。
- ・ 鷺泊港は利尻島と本土とを結ぶ海上交通の拠点となる最重要施設であり、離島住民生活及び地域産業や都市との交流活動の拠点となっています。
- ・ 鬼脇港は本土と最も近い地理的優位性から建設資材等の取扱需用が多く、島内の水産基盤整備事業や港湾事業の積出港として利用されています。また、鬼脇地区では港と共生する地域づくりを進めており地域の社会資本として重要な施設となっています。
- ・ 第 9 次港湾整備 7 ヶ年計画以降、鷺泊港では港内の更なる静穏化を目指し直轄事業により防波堤（島）南外防波堤の整備等を行っている他、漁港区における漁業者の就労環境の改善・機能向上を目的に物揚場の低天端化改良を進めています。また、鬼脇港においても同じく港内の静穏化対策と物揚場の低天端化改良による整備を行ったほか、利尻島の南部に位置しているため流氷の影響を受けず、本土と最短距離にある等、自然的・地理的条件に恵まれていることからフェリー就航及び緊急物資輸送に供用できる施設整備を進め平成 18 年度に完成港となっています。
- ・ 鷺泊港・鬼脇港とも昭和 27 年に地方港湾の指定を受けて以降、町も夫々独立した港湾として地域の漁業基地又は生活航路や物流の拠点としての役割を担うべく整備運営を行ってきましたが、現状は過疎化の進行により人口が減少し漁業者も高齢化する中で港湾における漁業基地の拡張整備が難しい一方で観光振興を意識した港湾整備も求められており、観光交流に係る施設整備も重要と考えられています。そのため、各港湾機能を港湾整備計画の統合により効率的に再編し、投資・管理コストを削減し且利用者の利便性の向上を図ることを目的に鷺泊港と鬼脇港の統合を行ない、鬼脇港の名称は「鷺泊港鬼脇港区」に変更されました。
- ・ 港湾に設置されている漁船上架施設の老朽化が著しいため、漁船の船体整備への支障を及ぼしている状況です。

課 題

- ・ 港内静穏化対策及び漁業者の就労環境の改善・港湾機能向上を目的とした港湾整備の推進が必要です。
- ・ 鷺泊市街地まちづくり整備計画と連携した港湾整備計画の推進が必要です。
- ・ 鷺泊港フェリーターミナルの整備を含めたターミナル周辺の整備計画検討が必要です。
- ・ 鷺泊市街地まちづくり整備計画の推進に伴う漁業協同組合施設の再配置の検討が必要です。
- ・ 親水緑地の整備及び「プレジャーボート」の受入等、観光振興を意識した港湾整備の推進が必要です。
- ・ 漁船上架施設を含めた老朽化施設の改良等、施設の計画的な整備や利用実態を考慮した整備計画の推進が必要です。
- ・ 産業振興など地域の活性化を図るため、利用計画等を検討し港づくりを推進する必要があります。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
港湾整備計画の推進	・ 港内静穏化対策及び漁業者の就労環境の改善・港湾機能向上を目的とした港湾整備の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鷺泊市街地まちづくり整備計画と連携した港湾整備計画の推進 ・ 鷺泊港フェリーターミナルの整備を含めたターミナル周辺の整備計画検討
港湾の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水緑地の整備やプレジャーボートの受入等、観光振興を意識した港湾整備の推進 ・ 鷺泊市街地まちづくり整備計画の推進に伴う漁業協同組合施設の再配置の検討 ・ 産業振興など地域の活性化を図るため、利用計画等を検討し港づくりを推進
港湾の維持管理計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の改良等、施設の計画的な整備や利用実態を考慮した整備計画の推進

* プレジャーボート ... 遊覧船。ヨット、クルーザーなどレジャー用の船。

7 治山・治水・海岸保全

現 況

- ・本町の治山・治水事業は、国（森林管理署）では、国有林野治山事業によりアフトロマナイ川・ヤムナイ沢川・湾内地区急傾斜地などに、床固工・谷止工・護岸工・落石防止柵・雪崩防止柵を設置し、また、河床及び床固・谷止工に過堆積している土石についても排土を実施しております。
- ・北海道（支庁林務課）では、ヤムナイ沢特定流域治山事業により、床固工・護岸工・排土工を実施しています。
- ・国や道が事業実施できない崩落等の危険箇所及び地域からの要望箇所については、町が小規模治山事業により治山工事を実施しています。
- ・国有林では植林や下刈、本数調整伐等を行っており、町有林においても下刈を実施しています。
- ・船揚場や家屋、海産干場等を波浪から守るため、また、海岸の侵食防止を図るため海岸保全事業を実施しています。

課 題

- ・流域の崩壊による土砂流出を防ぐため、土砂堆積能力の強化等、治山施設の整備推進が必要です。
- ・土砂流出時における堆積土砂の排出と流路の確保等、迅速な対応が必要です。
- ・漁場への土砂流出による漁業被害を防ぐため、海岸域における土砂流出防止対策が必要です。
- ・急傾斜地における雪崩や落石から、人家及び道路等を守るための対策を継続する必要があります。
- ・国有林や町有林における植林や下刈等の計画的な継続が必要であり、土砂流出や強風等による倒木地帯における植林等も検討しなければなりません。
- ・海岸保全事業の未施工箇所の整備や、老朽施設の改修、飛散した波消工の機能回復などを推進する必要があります。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
国有林内の治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アフトロマナイ川他、国有林内の河川における床固工や谷止工等の施設整備及び排土工などの治山対策の促進 ・急傾斜地における雪崩防止柵や落石防止柵の整備継続
特定流域・民有林治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤムナイ沢川他、河川における床固工や谷止工等の施設整備及び排土工などの治山対策の促進
小規模治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落危険箇所等の治山事業の推進
緑化保全林等の造成や維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用地や倒木地への造林や、既存の人工林の維持管理の推進
海岸保全事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の整備促進や老朽施設等の機能回復の推進

8 河川・砂防

現 況

- ・利尻山を背後にかかえる地形は急峻であることから、溪岸の崩壊や浸食が進んでいる状況であり集中豪雨の際は土石流となって崩壊や浸食を拡大しながら海域まで流出し、漁場への被害や樹木の倒木などが発生しており、降雨量が著しい時には道路への流出による交通遮断が発生する場合があります。
- ・土砂流失等による被害を防止するため、町内の砂防指定河川においては、谷止工や床固工、堰堤工、導流堤などを設置しています。また、土砂の堆積状態を勘案しながら排土工も行っており、これら砂防施設等の効果により人命や家屋への被害は防止されていると考えられます。
- ・国や道など所管官庁が連携し、それぞれ砂防事業や治山事業による河川整備を実施しています。

課 題

- ・海域へ流出した土砂の除去や漁場被害の復旧対策などの制度創設が望まれています。
- ・流域の土砂流出を防ぐため、土砂堆積能力の強化等、砂防施設の整備推進が必要です。
- ・土砂流出時における堆積土砂の排出と流路の確保等、流路の拡散による被害を防ぐため、迅速な対応が必要です。
- ・漁場への土砂流出による漁業被害を防ぐため、海岸域における土砂流出防止対策が必要です。
- ・砂防施設から排出される石材を、水産生物の着定器質や防砂堤などとして有効利活用するための研究が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
砂防指定河川における砂防事業の推進	・アフトロマナイ川、雄忠志内川等の谷止工や床固工、堰堤工などの砂防施設の整備及び排土工など砂防対策の促進
国有林や民有林内の治山事業との連携	・ヤムナイ沢川他、砂防指定になっていない河川における砂防施設の整備及び排土工など砂防対策の促進と関係官庁の連携の強化
水産被害の防止と石材の有効利用の検討	・土砂の漁場流出防止対策と産出される石材の有効利用の検討

9 上下水道

現 況

簡易水道

- ・日本名水百選に選ばれた良質な水を町内全戸に給水している本町簡易水道は、平成 17 年度北部簡易水道(鴛泊地区) 水源開発工事、利尻富士町簡易水道事業変更認可取得(北部・南部ソフト統合) 平成 18・19 年度において遠隔監視システム設置工事、平成 19 年度富士野地区配水管新設工事(バイパス管) 等施設整備を行ってきましたが、未整備の配水管等の老朽施設があるため漏水等の微増もあるのが現状です。

下水道

- ・本町の下水道は、生活環境の改善向上・公共用水域の水質改善を図ることを目的に平成 10 年度特定環境保全公共下水道鴛泊処理区、平成 16 年度には鬼脇処理区の事業認可を取得し、両処理区とも処理場・幹線管渠については北海道代行事業、枝線管渠については町事業により整備し鴛泊処理区は平成 15 年 3 月一部供用を開始し、鬼脇処理区については平成 20 年 3 月供用開始となります。
- ・鴛泊下水浄化センターについては、北海道代行事業により平成 19・20 年度の 2 ヶ年で機械・電機設備の増設により流入水量の増加に対応可能となります。
- ・両処理区において面整備はほぼ完了しましたが、施設の経過年数・使用頻度による機器の故障等が発生する時期となり機器整備計画を作成し計画的な整備が必要となります。
- ・下水道処理区以外の整備については、道道沿いに形成、散在しているため下水道による整備は困難な状況にあり、整備手法を検討しなければならない状況です。
- ・現在、利尻郡清掃施設組合により浄化槽汚泥・し尿の処理を行なっておりますが、下水道の普及が進むことによる同種類施設の二重経費負担を無くすため、污水处理施設共同整備事業(ミックス事業) による処理も検討しなければならない状況です。

課 題

簡易水道

- ・配水管の老朽化による夜間漏水があり、漏水修理等適切な施設管理が必要です。
- ・施設(老朽管・監視システム等) の更新計画を策定し計画的な施設の維持管理に努める必要があります。
- ・近年においては、下水道整備・観光客の水需用も安定化してきており、いかに水質を良くしおいしい水を安定供給するか維持管理に重点をおいた対策が必要となります。
- ・適確な維持管理や迅速な補修等に対応するため配水・給水管網図の整備を継続する必要があります。
- ・貯水槽水道の水質管理が必要です。

下水道

- ・水洗化率向上のための施策が必要です。
- ・施設維持管理(更新) 計画の策定が必要です。
- ・下水処理場維持管理の強化が必要です。
- ・下水道処理区以外の整備手法の検討が必要です。
- ・利尻郡清掃施設組合と連携した污水处理体制の整備が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
簡易水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽施設の更新 ・水道水源の維持管理
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化率（接続 PR）の向上 ・施設維持管理（更新）計画の策定 ・処理場の維持管理の強化 ・ミックス事業実施に向けての検討 ・下水道処理区以外の整備手法の検討 ・利尻郡清掃施設組合と連携した汚水処理体制の整備

10 廃棄物の処理

現 況

- ・地球的規模で環境問題が大きく取り上げられている今日、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、循環や共生を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会への転換を加速する必要性から、「循環型社会形成推進基本法」や個別リサイクル法が制定されるなど循環型社会形成を巡る情勢が変化してきました。

産業廃棄物

- ・産業廃棄物は、利尻島建設廃材処理協同組合の経営管理による安定型最終処分場（安定型 5 品目の埋立処分）及び木くず収集運搬業（保管・処分）により処理が行われています。

一般廃棄物（生活排水・し尿処理）

- ・生活雑排水は、公共下水道施設の整備により水洗化が進み水洗化人口が年々増加しています。
- ・下水道に接続されていないし尿（浄化槽汚泥）は、利尻郡清掃施設組合の処理施設において処理が行われています。
- ・公共下水道の普及により水洗化が進みし尿（浄化槽汚泥）処理量が減少していることから、し尿 処理のあり方について再考が必要です。

一般廃棄物（ごみ処理）

- ・普通ごみは、利尻郡清掃施設組合が収集運搬し、中間処分（破碎処分・焼却処分）のうえ最終処分（埋立）が行われています。
- ・廃棄物の循環的利用を見据えたごみの分別排出（可燃・不燃・資源・粗大）による収集運搬を行っています。
- ・ごみ排出量（総量）は年々減少傾向で推移しているが、排出量原単位（1人1日当りの排出量）では本町は 2,288 g であり、全国平均 1,131 g、全道平均 1,221 g に比べ高水準にあります。

課 題

本町における排出量原単位の高水準は、主要産業である観光や水産業等の事業系廃棄物によるものと考えられるが、これらの発生・排出抑制や循環的利用が大きな課題であることから、循環型社会の形成に向けて、住民、事業者、行政の各主体がそれぞれ適正な役割分担のもと、自主的に又は相互に連携、協働して、次の取組を積極的に進めていくことが必要です。

- ・ 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と物質循環システムの構築
- ・ 廃棄物の適正処理の推進

主要な施策

主要な施策	施策の内容
3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と物質循環システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 Rに関する住民、事業者、行政の協働による取組の推進 ・ 環境に配慮した生活様式、事業活動への変換 ・ 循環的利用の推進 ・ 個別リサイクル法の的確な運用 ・ 3 R推進のための仕組み・基盤の整備
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の適正処理 ・ ごみ処理施設の適正な維持管理と整備 ・ 不法投棄対策の強化 ・ し尿（浄化槽汚泥）の効果・効率的な処理の検討 産業廃棄物の適正処理 ・ 排出者責任の徹底と適正な処理体制確保への支援 ・ 不法投棄・不適正処理の防止対策への支援 ・ リサイクル産業創出への支援

11 墓苑の整備

現 況

- ・本町の火葬場は、鴛泊葬苑が昭和 54 年に、鬼脇葬苑が平成 7 年にそれぞれ改築され運営されており、霊柩車は昭和 63 年に導入されて以来 19 年が経過しています。
- ・火葬場、墓地については周辺環境の整備などに努めており、鴛泊葬苑は平成 19 年度に炉の改修を行ないましたが、鬼脇葬苑についても炉の改修が必要となっています。
- ・鴛泊葬苑墓地区画については、平成 18 年に 14 区画を造成し 98 区画の適正な運営管理に努めています。

課 題

- ・葬苑の改修や補修は今後も定期的に必要であり、将来的には鬼脇・鴛泊両葬苑の統合について検討が必要です。
- ・霊柩車については、19 年が経過し老朽化が激しいことから更新が必要とされています。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
墓苑の適正な運営	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境整備と施設の適正な管理・鬼脇葬苑の炉の改修・霊柩車の更新・鴛泊、鬼脇両葬苑の統合の検討

12 交通機関

現 況

- ・離島である本町にとって、海上交通（フェリー）及び航空交通（飛行機）は、都市と離島を結ぶ交流の手段として、また島民の生活路線として最も重要です。
- ・島内での唯一の公共交通機関である陸上交通（路線バス）は、人口の減少と自家用車の普及等により利用者は減少していますが、高齢者や通院・通学者の足として路線の維持と利便性の向上に努めなければなりません。
- ・住民の生活の安定及び福祉の向上、路線の維持・利用促進を図るため助成及び補助を実施しています。

海上交通 ～ 離島航路住民割引助成金、離島航路対策事業補助金、
妊産婦通院交通費助成金

航空交通 ～ 航空運賃助成補助金

陸上交通 ～ 生活交通路線維持補助金

課 題

- ・各交通機関の高額な利用運賃の是正と割引制度の充実が望まれています。
- ・利便性のある交通アクセスの確保と運航時間帯の設定が望まれています。
- ・天候に左右されない安定した運航の確保と混雑の緩和が望まれています。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
各種助成、補助制度の継続	・町民ニーズにあった効果的な助成制度の推進
各種要望活動の実施	・利便性のある交通アクセスや混雑の緩和など、町民ニーズにあった要望の実施

*アクセス ... 接近すること。また、交通の便。

現 況

- ・情報技術の発展、コンピュータ化が急速に進み、様々なシステムが導入されることで、行政のスリム化が図られています。
- ・情報化社会が進展するなかで、行政が管理する個人情報が増加することにより、情報の流出等がおこらないようセキュリティの強化や適正な管理が求められています。
- ・鷺泊地区（一部地域を除く）においては、ある程度高速通信基盤の整備が進められていますが、その他の地域では未整備であり、地域間の情報通信格差があります。
- ・国では、平成 23 年 7 月 24 日までに地上デジタル放送への全面移行が確実に実現されるよう取り組みを進めています。

課 題

- ・情報通信の地域格差を解消するため、町内全域の高速通信基盤の整備が必要です。
- ・情報セキュリティの確立を図り個人情報の適正な管理に努めるとともに、職員の情報活用能力の向上を図る必要があります。
- ・地理的条件などにより、地上デジタル放送が受信できない地域が生じないか懸念されます。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
情報通信基盤の整備と情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信の地域格差を是正する高速通信基盤の整備促進 ・情報漏洩対策の強化 ・地上デジタル放送への対応検討 ・ホームページの充実
情報セキュリティの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ体制の強化など個人情報の適正な管理 ・職員の情報活用能力の向上を図る研修会等の実施

*セキュリティ ... 犯罪などから安全を守ること。安全性。防犯。保安。

*高速通信基盤 ... ブロードバンド。高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。光ファイバーやADSL など。

*地上デジタル放送 ... 地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。日本では2003年12月に関東圏・中京圏・近畿圏の三大都市圏で放送が開始され、2006年からその他の地域でも順次開始されている。

従来のテレビ放送はUHF帯とVHF帯を使ったアナログ放送だったが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められた。

現 況

交通安全

- ・本町における車両保有台数は2,135台（H18.3末現在）であり、住民生活や生産活動に欠かせない交通手段となっています。
- ・車両の増加に伴い交通事故も増加傾向にあり、特に市内交差点での事故が多発している状況にあります。
- ・町では、関係機関や団体、学校、自治会等の協力により、地域に根ざした交通事故防止活動や交通安全意識の高揚を図るとともに、利尻富士町交通安全基本条例を制定し、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

防犯

- ・社会的に、犯罪者の低年齢化や凶悪化が進み、悪質な事件が多数発生しています。
- ・町内においては、空き巣等の事件が発生しています。
- ・犯罪や事故等を防止し安全で安心できる地域社会の実現を図るため、利尻富士町生活安全条例を制定し、関係機関や事業者、関係団体等の連携により、防犯パトロールの実施など生活安全施策を推進しています。

課 題

交通安全

- ・高齢者による事故が多数発生していることから、高齢歩行者及び運転者対策の強化が必要です。
- ・町内全体の交通安全意識及びマナーの向上が必要です。
- ・自転車利用者及び若年層（子供）の交通安全教育を実施する必要があります。
- ・観光客（特に個人来島者）の交通ルール・マナーの向上を図る必要があります。
- ・冬季間など、厳しい環境変化による気象条件に対応した交通安全対策が必要です。

防犯

- ・防犯組織の拡充及び防犯活動の充実を図る必要があります。
- ・犯罪や事故を未然に防止するため、関係機関、団体さらには家庭、学校、地域が一体となった取り組みが必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
交通安全思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の開催 ・地域・職場等の交通安全意識の強化 ・交通安全に係る広報活動の充実
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全標識や表示の整備促進 ・防雪柵や大型スノーポール等の設置による冬季対策 ・道路の拡幅や歩道等の整備促進
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校、関係機関と一体となった啓発活動 ・自主的防犯組織の拡充及び防犯活動の推進
防犯施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯や街路灯の整備、維持管理

現 況

消防・救急

- ・昭和 48 年利礼 3 町で構成する利尻礼文消防事務組合を設立し、消防本部を利尻町、利尻富士町には消防支署を置き、消防・救急業務に取り組んでいます。
- ・消防団員の高齢化の進行や減少はあるものの、鬼脇・鷺泊両婦人防火クラブ員 159 名、団員 140 名で予防行政に取り組んでおり、町民の防火意識の高揚により火災発生件数が年々減少しています。
- ・現在の消防支署庁舎は、昭和 53 年に新築されましたが、消防車両の大型化、特殊車両や各種資機材等の導入により非常に狭隘となっており、また、老朽化も大変著しい状況です。
- ・消防・救急車両、救急・救助資機材等については、随時整備され充実してきていますが、20 年以上経過している車両や緊急通信指令無線設備は、相当老朽化している状況です。
- ・鷺泊市街地の拡大により、消防サイレンが聞こえにくい空白地域が増えている状況です。
- ・町内に防火水槽を 58 基設置していますが、最近、特に市街地での水利状況が悪い状態です。
- ・地域住民を対象として普通救命講習を開催し、救命技能の普及、拡大に努めています。

水難救済

- ・漁業従事者の高齢化、1 隻 1 名の操業状況のため、海難事故を早急に発見できない状況です。
- ・海難事故が相次いで発生し、死者・行方不明者が多数でています。
- ・水難救難所は鷺泊・鬼脇両地区で設置され、定期的に訓練や演習が行なわれており、行方不明者や事故が発生した際には、即座に救助活動を実施しています。
- ・救命胴衣の着用等に係る啓発活動が漁組を中心に関係機関と連携して実施されています。

課 題

消防・救急

- ・消防、救急、災害に迅速に初期対応するため出動可能な職員の適正配置と確保が必要です。
- ・消防団員の減少や高齢化により消防活動が困難になる状況下にあるため、団員の確保と体制整備が必要です。
- ・鷺泊市街地の整備状況や交通・道路事情を考慮し、老朽化している消防支署庁舎の移転新築が必要です。
- ・サイレン吹鳴施設増設や無線通信設備のデジタル化への移行が必要です。
- ・災害や救急業務等の多様化に対応した、車両・装備・資機材の計画的な更新が必要です。
- ・鷺泊市街地拡大に伴う、防火水槽の増設が不可欠です。
- ・自治会や関係団体と連携して、火災予防、救命講習の普及・啓蒙をさらに推進する必要があります。

水難救済

- ・海難事故のうち、救命胴衣の未着用が多い状況です。
- ・漁業者の高齢化、減少により救難所員が減少しているため、体制維持の対策が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の計画的配置及び消防団員の確保 ・職員、団員の教育訓練による知識と技術の向上

	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両や資機材、防火水槽などの計画的な整備と既存施設・設備の維持管理 ・消防支署庁舎の移転・新築の検討 ・サイレンや無線通信施設の更新及びデジタル化への移行検討
救急・救命体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の育成及び確保 ・救急・救助用資機材の整備充実 ・救命講習の普及と啓蒙
防災意識の啓発・指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や広報活動による住民の防災意識の高揚 ・婦人防火クラブの育成を推進 ・住宅用火災報知器の設置普及を促進 ・防火対象物や危険物施設への立入り指導強化
安全操業の意識普及	<ul style="list-style-type: none"> ・海難事故の防止、安全操業意識の向上、救命胴衣着用等の啓発活動の推進
救難所員の体制充実	<ul style="list-style-type: none"> ・救難所員の体制維持、活動に係る補助の継続

現 況

- ・地震や津波、豪雨による災害が国内外で多数発生しており、本町においても大雨による被害が発生しています。
- ・防災行政無線戸別受信機の全世帯設置や屋外子局の海岸線など、網羅した整備がほぼ完了しています。
- ・災害体制の充実を図るため、職員の参集に使用される「職員ID」の再整備を図りました。
- ・防災行政無線を利用した各種情報の配信をしています。
- ・地域防災計画に基づき、防災体制の整備充実に取り組んでいます。
- ・災害を想定した防災避難訓練を実施しています。
- ・自主防災組織が結成されています。(栄町第二自治会)
- ・津波マップの作成や備蓄倉庫・備蓄資材の整備を実施しています。
- ・山岳遭難や山岳事故の発生件数が増加傾向にあることから、登山道整備や事故防止の啓発、救助訓練等を実施しています。

課 題

- ・異常気象ともいえる状況の中で、局地的に大きな被害が発生する可能性も大きいことや、各種システムに柔軟に対応するため、地域防災計画の見直しが必要です。
- ・自治会及び関係機関との連携を強化した防災訓練を実施する必要があります。
- ・防災意識の普及啓発や自主防災組織の育成の強化が必要です。
- ・老化化により防災行政無線の更新が必要となってくるため、デジタル化移行の検討が必要です。
- ・避難情報等を瞬時に伝達する手段の導入を検討する必要があります。
- ・登山者の増加により登山道が荒廃していることから、事故を防ぐため最新情報の発信や周知等啓発の強化が必要です。
- ・山岳救助隊員の確保と体制の強化を図る必要があります。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
防災体制の充実、強化	<ul style="list-style-type: none"> ・現状にあった地域防災計画の見直し・検討 ・自治会及び関係団体との連携強化 ・自主防災組織の結成促進及び育成強化 ・災害時の職員参集体制の強化 ・山岳救助隊員の確保及び体制強化
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等を利用した防災意識の啓蒙 ・官民一体となった防災訓練の実施 ・山岳事故防止のため、最新情報の発信及び周知
防災施設・資材の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の効率的な管理及び老化に伴うデジタル化移行への検討 ・災害情報収集システムの整備及び瞬時に情報伝達するシステムの構築 ・災害時に備え非常用物資の備蓄や防災資機材の整備